

森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領
の制定について

平成 7 年 4 月 1 日付け 7 林野治第 1078 号
林野庁長官より各営林（支）局長、各都道府県知事
（沖縄県知事を除く）、沖縄総合事務局長あて
〔最終改正〕平成 26 年 4 月 1 日付け 25 林整計第 986 号

森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領を別紙のとおり制定し、平成 7 年 4 月 1 日以降に実施する事業から適用することとしたので、今後はこの要領を参考として適正な事業運営を図られたい。

なお、治山・林道事業に係る設計・調査・測量等を外注する場合の取扱要領（昭和 54 年 3 月 15 日付け 54 林野治第 689 号林野庁長官通達）及び林業土木事業に係る調査、実施測量及び設計業務を外注する場合の取扱要領（昭和 55 年 5 月 15 日付け 55 林野業第 71 号林野庁長官通達）は、廃止する。

別紙

森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取扱要領

第1 趣旨

この要領は、森林整備保全事業（治山関係事業及び林道関係事業をいう。）の調査・測量・設計等（以下「調査等」という。）を委託又は請負（以下「外注」という。）に付する場合の取扱いについて、必要な事項を定めその適正化を図るものとする。

第2 外注する業務の内容等

森林整備保全事業に係る調査等を外注する場合、その内容を調査業務、測量業務及び設計業務に区分し、その内容は次のとおりとする。

1 調査業務

調査業務は、測定、試験等の一般調査及び高度な技術的判断を要する解析、計画樹立等に係る解析等調査に区分し、その内容は次のとおりとする。

(1) 一般調査

- ア 物理探査及びボーリング調査（高度な技術的判断を要する調査、資料の解析、地質断面図作成等を除く。）
- イ 土質試験
- ウ 水質試験
- エ 流量測定等水文調査
- オ 植生調査
- カ 地すべり移動量調査
- キ その他アからカまでに掲げる業務と同程度のもの

(2) 解析等調査

- ア 学識経験者等で構成される委員会を設けて行う調査
- イ 治山関係事業に係る流域別調査、箇所別の事業計画の調査及び全体計画の調査又は林道関係事業の全体計画の調査
- ウ 森林整備保全事業の計画策定に係る調査（イに掲げる調査を除く。）
- エ (1)の一般調査の成果に基づく資料等の解析及び取りまとめ
- オ 計画又は設計策定のために行う空中写真の図化、判読による調査
- カ 山地災害危険地区等の判別調査
- キ 特殊な工法、機械等の開発に係る調査
- ク その他アからキまでに掲げる業務と同程度以上の技術的判断を要するもの

2 測量業務

測量業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 起点、終点、通過点、構造物の位置、高さ及び規模を発注者が指示して行う測量並びにこれらの成果に基づく図化
- (2) その他(1)に掲げる業務と同程度のもの

3 設計業務

設計業務内容は次のとおりとする。

- (1) 治山及び林道施設等の設計
- (2) 設計に基づく積算資料の作成
- (3) その他(1)及び(2)に掲げる業務と同程度以上のもの

第3 技術者の資格区分及び外注先の選定等

- 1 技術者の資格区分は、別表に定めるとおりとする。
- 2 第2の1の(2)の解析等調査及び第2の3の設計業務（以下「設計業務等」という。）については、原則として、別表に定める技術者の資格区分における技師長若しくは主任技師に該当する技術者又はこれらの者を雇用する建設コンサルタント等に外注するものとする。

なお、森林土木部門以外のものに係る設計業務等については、原則として、当該設計業務等を専門とする者であって別表に定める技術者の資格区分における主任技師と同等以上の技術経歴を有する者を雇用する建設コンサルタント等に外注する場合において、別表に定める技術者の資格区分における技術経歴中「森林土木部門」とあるのは「当該設計業務等に関連する部門」と読み替えるものとする。

- 3 設計業務等を外注する場合は、原則として委託契約によるものとする。
- 4 設計業務等を建設コンサルタント等に外注する場合に、その業務に必要な技術水準を勘案して必要があると認めるときは、当該業務の受託者が雇用する技術者であって別表に定める技術者の資格区分における技師長又は主任技師を選任させるものとする。

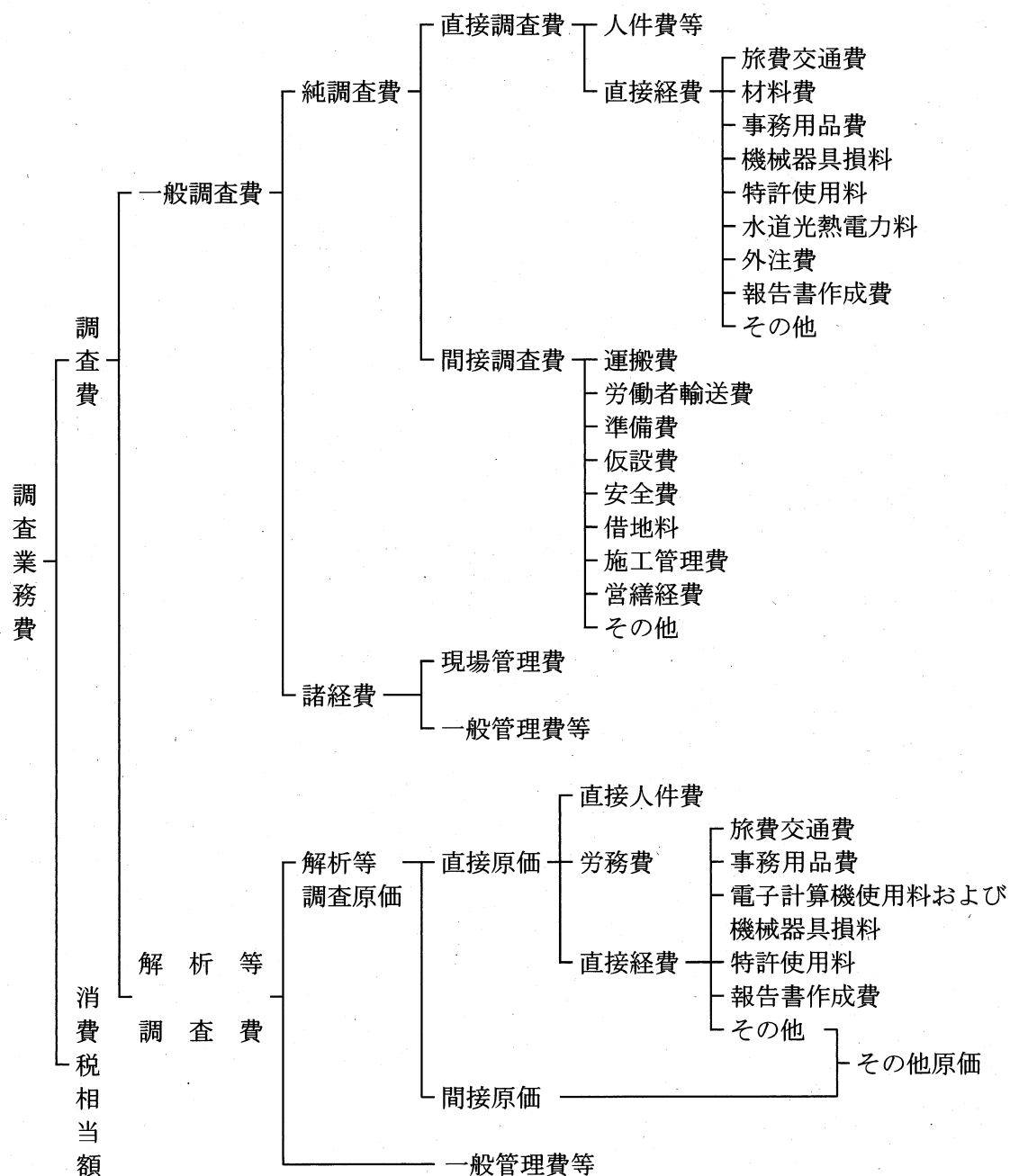
この場合、契約書に主任技術者名を記載するとともに、「乙は、頭書の主任技術者に委託契約の技術上の管理をつかさどらせなければならない。」の一項を加えて契約するものとする。

- 5 設計業務等を外注する場合には、原則として当該業務の受託者を当該業務に係る工事の入札に参加させ、又は当該業務の受託者に当該工事を請け負わせてはならないものとする。

第4 調査業務の積算基準

第2の1の調査業務を外注する場合には、次の基準により積算を行うものとする。

1 調査業務費の構成



2 構成費目の内容

調査業務費は、調査費と消費税相当額に区分し、その内容は次のとおりとする。

(1) 調査費

ア 一般調査費

(ア) 純調査費

a 直接調査費

直接調査費は、一般調査（第2の1の(1)の一般調査をいう。以下同じ。）に直接必要な次の経費とする。

(a) 人件費等

一般調査に従事する技術者の人件費及び一般調査に従事する労働者（別表に定める技術者の資格区分に定める者以外のものをいう。以下同じ。）に係る賃金とする。

(b) 直接経費

一般調査の実施に直接必要な経費であって次に掲げるものとする。

① 旅費交通費

一般調査に従事する技術者の旅費及び交通費

② 材料費

ベントナイト、硬質塩化ビニールパイプ、試薬、調査用消耗品等の購入に要する経費

③ 事務用品費

記録紙、インク、事務用消耗品、参考図書類等の購入に要する経費

④ 機械器具損料

機械器具等の損料等

⑤ 特許使用料

特許を受けている調査法等を使用する場合の特許使用料等

⑥ 水道光熱電気料

燃料費、電力料、水道料等

⑦ 外注費

受注者が調査の一部を他の建設コンサルタント等に外注する場合に要する経費

⑧ 報告書作成費

報告書のトレース材料の購入、印刷、製本、コピー等に要する経費

⑨ その他

上記に属さない経費

b 間接調査費

間接調査費は、一般調査における各調査の実施に必要となる経費であって次

に掲げるものとする。

(a) 運搬費

機械器具及び諸資材の運搬に要する経費

(b) 労務者輸送費

労務者の輸送に要する経費

(c) 準備費

一般調査を実施するための準備・跡片付け（伐開・除根、各種許可の申請
手続等を含む。）に要する費用

(d) 仮設費

やぐら、足場、機械、給排水等の仮設施設の組立及び解体に要する経費

(e) 安全費

交通整理及び安全表示板、保安柵、保安灯等の整備に要する経費

(f) 借地料

借地料、伐木補償等に要する経費

(g) 施工管理費

施工管理（出来高及び工程の管理等をいう。）に要する経費

(h) 営繕経費

現場事務所及び倉庫の借料等並びにこれらの新築、改築、営繕等に要する
経費

(i) その他

上記に属さない経費

(イ) 諸経費

a 現場管理費

現場管理費は、受注者が現場での管理業務等进行处理するために要する経費で
あり、業務実績の登録に要する費用を含む。

b 一般管理費等

一般管理費等は、一般管理費と付加利益に区分し、その内容は次のとおりと
する。

(a) 一般管理費

一般調査を受注した法人等の本店及び支店における経費のうち、従業員の
給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、水
道光熱電力費、宣伝広告費、交際費、地代家賃、減価償却費、不動産取得税、
保険料、雑費等

(b) 付加利益

一般調査を受注した建設コンサルタント等において当該建設コンサルタン
ト等を継続的に運営するために要する経費のうち、法人税、地方税、自己資

本利子（配当金等）、内部保留金、支払利息割引料、支払保証料等

イ 解析等調査費

(7) 直接原価

直接原価は、解析等調査（第2の1の(2)の解析等調査をいう。以下同じ。）に直接必要な次の経費とする。

a 直接人件費

解析等調査に従事する技術者の人件費とする。

b 労務費

解析等調査に従事する労働者に係る賃金とし、その基準日額は別に定めるところによるものとする。

c 直接経費

調査の実施に直接必要な経費であって次に掲げるものとする。

(a) 旅費交通費

解析等調査に従事する技術者の旅費及び交通費

(b) 事務用品費

記録紙、インク、事務用消耗品、参考図書類等の購入に要する経費

(c) 電子計算機使用料および機械器具損料

解析等調査に必要な電子計算機の使用料および機械器具等の損料等

(d) 特許使用料

特許を受けている調査法等を使用する場合の特許使用料等

(e) 報告書作成費

報告書のトレース材料の購入、印刷、製本、コピー等に要する経費

これ以外の経費については、その他原価として計上する。

(i) その他原価

その他原価は間接原価および直接経費（積上計上するものは除く）からなる。

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費、実務実績の登録等に要する費用を含む。

a 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

(ウ) 一般管理費等

一般管理費等は、アの(i)のbに準ずる。

(2) 消費税相当額

調査費に対する消費税相当額とする。

3 調査業務費の積算（建設コンサルタント等に委託する場合）

調査業務費は、次により積算するものとする。

$$\begin{aligned}\text{調査業務費} &= \text{調査費} + \text{消費税相当額} \\ &= (\text{一般調査費} + \text{解析等調査費}) + \text{消費税相当額}\end{aligned}$$

(1) 調査費の積算

ア 一般調査費の積算

一般調査費の積算は、次により行うものとする。

$$\text{一般調査費} = \text{純調査費} + \text{諸経費} = \text{純調査費} \times (1 + \text{諸経費率})$$

(ア) 純調査費

a 直接調査費

(a) 人件費等

治山事業調査等業務標準歩掛（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野治第 917 号林野庁長官通知）、林道工事調査等業務標準歩掛（平成 16 年 4 月 1 日付け 林整計第 347 号林野庁長官通知）、別に定める技術者、労働者の基準日額等を参考にして積算するものとする。

なお、旅行日（日々通勤する場合を除く。）に係る技術者の人件費は、別途加算するものとする。

(b) 直接経費

① 旅費交通費

次表を参考として、発注者が定めている旅費に関する規則等に準じて積算するものとする。

技術者の名称	旅費交通費の額
調査技師	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）別表第 1 の 6 級以下 3 級以上の職務にある者の欄に掲げる額
主任調査員	同上
調査員	国家公務員等の旅費に関する法律別表第 1 の 2 級以下の職務にある者の欄に掲げる額

② 材料費

一般調査に直接必要な材料の数量（損失見込量を含むことができる。）と市場価格又は発注者において定めた価格により積算（買入に要する費用、運賃、諸資材の損料等を含む。）する。

③ 事務用品費

積み上げにより積算するものとする。

④ 機械器具損料

積み上げにより積算するものとする。

⑤ 特許使用料

積み上げにより積算するものとする。

⑥ 水道光熱電気料

積み上げにより積算するものとする。

⑦ 外注費

積み上げにより積算するものとする。

⑧ 報告書作成費

積み上げにより積算するものとする。

⑨ その他

積み上げにより積算するものとする。

b 間接調査費

(a) 運搬費

積み上げにより積算するものとする。

(b) 労働者輸送費

純調査費（労働者輸送費、安全費及び営繕経費を除く。以下同じ。）の額に次表に掲げる労働者輸送費の率等であって当該純調査費の額が該当する区分に対応するものを乗じ、又は加えて算出するものとする。

ただし、これにより算出される額がその該当する各区分の上段の区分において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額まで増額することができるものとする。

純 調 査 費 の 区 分		労務者輸送費の率等
ア	1,000 千円以下の場合	1,000 分の 70
イ	1,000 千円を超え 2,000 千円以下の場合	55
ウ	2,000 千円を超え 5,000 千円以下の場合	43
エ	5,000 千円を超え 8,000 千円以下の場合	33
オ	8,000 千円を超え 20,000 千円以下の場合	20
カ	20,000 千円を超え 30,000 千円以下の場合	17
キ	30,000 千円を超え 50,000 千円以下の場合	13
ク	50,000 千円を超え 100,000 千円以下の場合	8
ケ	100,000 千円を超える場合	800 千円

(c) 準備費

直接調査費の額を、次表に掲げる準備費の率等であって当該直接調査費の額が該当する区分に対応するものに代入して算出するものとする。

ただし、これにより算出される額がその該当する各区分の上段の区分において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額まで増額することができるものとする。

なお、伐開に要する費用は、積み上げにより積算するものとする。

直 接 調 査 費 の 区 分		準備費の率等
ア	100 千円以下の場合	9 千円
イ	100 千円を超え 1,000 千円以下の場合	$0.0155 P + 8$ 千円
ウ	1,000 千円を超え 5,000 千円以下の場合	$0.0105 P + 8$ 千円
エ	5,000 千円を超え 10,000 千円以下の場合	$0.0068 P + 56$ 千円
オ	10,000 千円を超え 50,000 千円以下の場合	$0.0049 P + 75$ 千円
カ	50,000 千円を超える場合	$0.0035 P + 145$ 千円

(注) P：直接調査費（単位千円）

(d) 仮設費

積み上げにより積算するものとする。

(e) 安全費

積み上げにより積算するものとする。

(f) 借地料

積み上げにより積算するものとする。

(g) 施工管理費

直接調査費に 100 分の 1 を乗じた額とする。

(h) 営繕経費

純調査費の額に次表に掲げる営繕経費の率であって当該純調査費の額が該当する区分に対応するものを乗じて算出するものとする。

ただし、これにより算出される額がその該当する各区分の上段の区分において算出される額の最高額に達しないときは、当該最高額まで増額することができるものとする。

なお、大規模なボーリング調査等であって、上記の算出方法によることが適切でない場合には、積み上げにより積算することができるものとする。

純調査費の区分		営繕経費の率
ア	5,000 千円以下の場合	1,000 分の 25
イ	5,000 千円を超え 10,000 千円以下の場合	19
ウ	10,000 千円を超え 30,000 千円以下の場合	15
エ	30,000 千円を超える場合	10

(i) その他

積み上げにより積算するものとする。

(イ) 諸経費

諸経費は、現場管理費と一般管理費等を一括して積算するものとし、その額は純調査費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該純調査費の額が該当する区分に対応するものを乗じて算出するものとする。

純調査費の区分	諸経費の率
100 万円以下	47.1%
100 万円を超え 3000 万円以下	次の算出式により求められた率
3000 万円を超えるもの	28.0%

算出式

$$Z = A \times Y^b$$

(注) Z : 諸経费率 (単位%)

Y : 純調査費 (単位円)

A : 変数値 = 385.8

b : 変数値 = -0.1523

諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、第1位止めとする。

イ 解析等調査費の積算

解析等調査費の積算は、次により行うものとする。

解析等調査費 = 解析等調査原価 + 一般管理費等

= (直接人件費 + 労務費 + 直接経費 + その他原価) +
(一般管理費等)

(7) 直接原価

a 直接人件費

治山事業調査等業務標準歩掛、林道工事調査等業務標準歩掛、別に定める技術者、労働者の基準日額等を参考にして積算するものとする。

なお、旅行日（日々通勤する場合を除く。）に係る技術者の人件費については、別途加算するものとする。

b 労務費

治山事業調査等業務標準歩掛、林道工事調査等業務標準歩掛等を参考にして積算するものとする。

c 直接経費

(a) 旅費交通費

次表を参考として、発注者が定めている旅費に関する規則等に準じて積算するものとする。

技術者の名称	旅費交通費の額
技師長	国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の7級以上の職務にある者の欄に掲げる額
主任技師	同上
技師A	国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の6級以下3級以上の職務にある者の欄に掲げる額
技師B	同上
技師C	同上
技術員	国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の2級以下の職務にある者の欄に掲げる額

(b) 事務用品費

積み上げにより積算するものとする。

(c) 電子計算機使用料および機械器具損料

積み上げにより積算するものとする。

(d) 特許使用料

積み上げにより積算するものとする。

(e) 報告書作成費

報告書の作成（設計図の縮小版の作成を含む。作成部数は3部を標準とする。）に係る経費は次の式により算出するものとする。

ただし、上限額は50万円、下限額は5万円とする。

なお、イメージ画等報告書に特殊な内容を記載することを要請した場合には、その部分について別途加算することができる。

報告書作成費＝ $(10 - 0.5 X) \% \times \text{直接人件費}$ （旅行日に係る技術者の人件費を除く。）

（注）X：直接人件費（単位百万円（少数点以下第3位四捨五入2位止め））。

ただし、1千万円を超える場合は、1千万円とする。

2の(1)のイの(ア)のcの各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

(イ) その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

（その他原価）＝ $(\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$

ただし、 α は解析等調査原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

(ウ) 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{解析等調査原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は解析等調査費に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。

(2) 消費税相当額

消費税相当額は、調査費に消費税の税率を乗じて得た額とする。

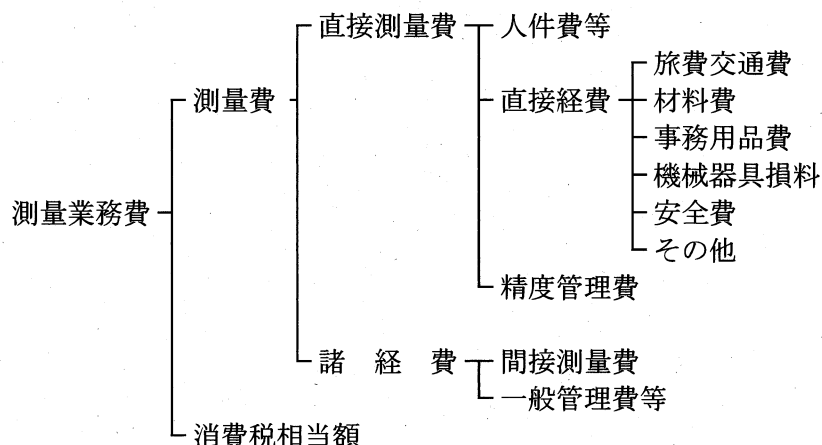
4 調査業務費の積算（個人（建設コンサルタント以外の個人をいう。以下同じ。）に委託する場合）

3と同一の方法により積算するものとする。ただし、その他原価、一般管理費等については算入しないものとする（諸謝金による場合を除く）。

第5 測量業務の積算基準

第2の2の測量業務を外注する場合には、次の基準により積算を行うものとする。

1 測量業務費の構成



2 構成費目の内容

測量業務費は、測量費と消費税相当額に区分し、その内容は次のとおりとする。

(1) 測量費

ア 直接測量費

直接測量費は、測量（第2の2の測量業務として行う測量をいう。以下同じ。）に直接必要な経費とする。

(ア) 人件費等

測量に直接従事する技術者の人件費及び労働者に係る賃金とする。

(イ) 直接経費

測量の実施に直接必要な経費であって次に掲げるものとする。

a 旅費交通費

測量業務に従事する技術者の旅費及び交通費

b 材料費

杭、ペンキ、測量用消耗品等の購入に要する経費

c 機械器具損料

機械器具等の損料等

d 安全費

測量を安全に実施するために必要な経費

e その他

機材運搬、伐木補償、車借上料、測量のための基地の設置・撤去等に要する費用

(ウ) 精度管理費

測定の精度を確保するための施工管理、機械器具の検定等に要する経費

イ 諸経費

諸経費は、間接測量費と一般管理費等に区分し、その内容は次のとおりとする。

(ア) 間接測量費

直接測量費で支出される経費以外の経費のうち受注者の事務所等における事務職員の人件費、法定福利費、福利厚生費、水道光熱電気費、業務実績の登録に要する費用等で一般管理費に含まれない経費とする。

(イ) 一般管理費等

一般管理費等は、第4の2の(1)のアの(イ)のbに準ずる。

(2) 消費税相当額

調査費に対する消費税相当額とする。

3 測量業務費の積算

(1) 測量業務費の積算

測量業務費は、次により積算するものとする。

$$\begin{aligned}\text{測量業務費} &= \text{測量費} + \text{消費税相当額} = (\text{直接測量費} + \text{諸経費}) + \text{消費税相当額} \\ &= \{\text{直接測量費} \times (1 + \text{諸経費率})\} + \text{消費税相当額}\end{aligned}$$

(2) 直接測量費

ア 人件費等

治山事業調査等業務標準歩掛、林道工事調査等業務標準歩掛、別に定める技術者、労働者の基準日額等を参考にして積算するものとする。

なお、旅行日（日々通勤する場合を除く。）に係る技術者の人件費は、別途加算するものとする。

イ 直接経費

(ア) 旅費交通費

次表を参考として、発注者が定めている旅費に関する規則等に準じて積算するものとする。

技術者の名称	旅費交通費の額
測量主任技師	国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の7級以上の職務にある者の欄に掲げる額
測量技師	国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の6級以下3級以上の職務にある者の欄に掲げる額
測量技師補	同上
測量助手	国家公務員等の旅費に関する法律別表第1の2級以下の職務にある者の欄に掲げる額

(イ) 材料費

測量に直接従事する技術者の人件費（直接人件費）の 5.0 パーセントとする。

(ウ) 機械器具損料

測量に直接従事する技術者の人件費（直接人件費）の 1.5 パーセントとする。

(エ) 安全費

積み上げにより積算するものとする。

(オ) その他

積み上げにより積算するものとする。

ウ 精度管理費

精度管理費は次により積算するものとする。

精度管理費＝（人件費等＋機械器具損料）×精度管理費率

精度管理費は、測定の種類ごとに次のよるものとする。

測定の種類	精度管理費率	測定の種類	精度管理費率
路線測量	10%	深淺測量	10%
溪流縦横断測量	10%	用地測量	7%
用地幅杭測量	2%	山腹縦横断測量	5%

(3) 諸経費

諸経費は、間接測量費と一般管理費等を一括して積算するものとし、その額は直接測量費の額に次表に掲げる諸経費の率であって当該直接測量費の額が該当する区分に対応するものを乗じて算出するものとする。

直接測量費の区分	諸経費の率
50 万円以下	87.8%
50 万円を超え 1 億円以下	次の算出式により求められた率
1 億円を超えるもの	44.9%

算出式

$$Z = A \times Y^b$$

(注) Z : 諸経費率 (単位 : %)

Y : 直接測量費 (単位 : 円)

A : 変数値 = 462.5

b : 変数値 = -0.1266

諸経費率の値は、小数点以下第 2 位を四捨五入して、第 1 位止めとする。

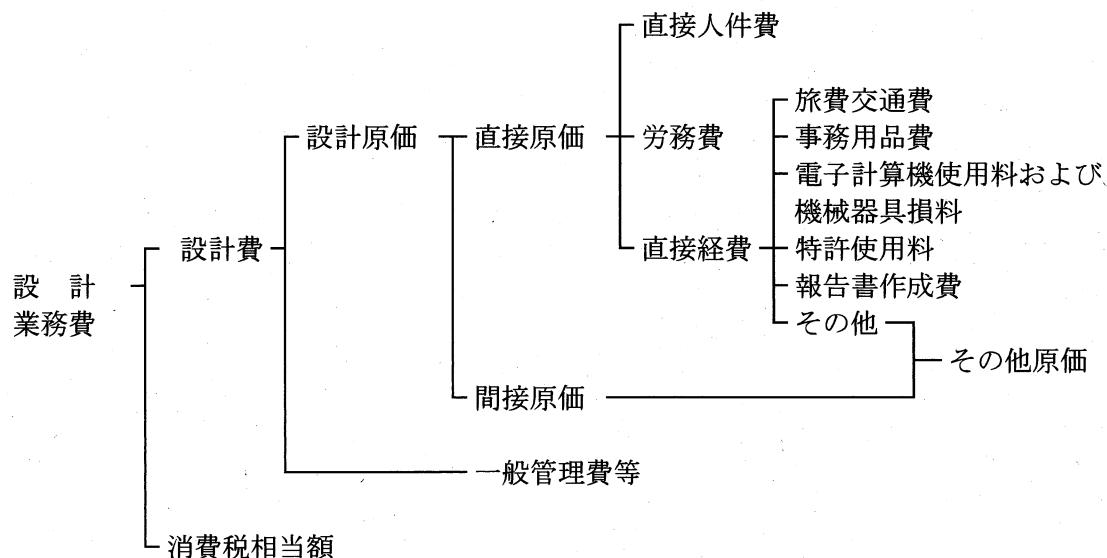
(4) 消費税相当額

消費税相当額は、測量費に消費税の税率を乗じて得た額とする。

第6 設計業務の積算基準

第2の3の設計業務を外注する場合には、次の基準により積算を行うものとする。

1 設計業務費の構成



2 構成費目の内容

設計業務費は、設計費と消費税相当額に区分し、その内容は次のとおりとする。

(1) 設計費

原則として第4の2の(1)のイに準ずるものとする。

この場合、「解析等調査」を「設計」と読み替えるものとする。

(2) 消費税相当額

設計費に対する消費税相当額とする。

3 設計業務費の積算（建設コンサルタント等に委託する場合）

原則として第4の3の(1)のイに準ずるものとする。

この場合、「解析等調査」を「設計」と読み替えるものとする。

4 設計業務費の積算（個人に委託する場合）

原則として第4の4に準じて積算するものとする。

この場合、「解析等調査」を「設計」と読み替えるものとする。ただし、その他原価、一般管理費等については算入しないものとする（諸謝金による場合を除く）。

別表 技術者の資格区分

1 設計業務等

技術者の名称	技 術 経 歴
技 師 長	1 技術士法（昭和32年法律第124号）第14条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者 2 外注する調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算5箇年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法69条の2に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者 (2) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上ある者 (3) 学校教育法による高等学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち林業若しくは土木の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が32年以上ある者 (4) （社）日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が12年以上ある者

技術者の名称	技 術 経 歴
主任技師	外注する調査等に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、その実務経験が通算２箇年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が１８年以上ある者 (2) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が２３年以上ある者 (3) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が２７年以上ある者 (4) 林業技士の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が８年以上ある者
技師A	外注する調査等に関する専門的な知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が１３年以上ある者 (2) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が１７年以上ある者 (3) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が２０年以上ある者 (4) 林業技士の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が４年以上ある者

技術者の名称	技 術 経 歴
技師B	外注する調査等に関する専門的な知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者 (2) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が13年以上ある者 (3) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者 (4) 林業技士の登録を受けた者又はこれと同等の能力を有する技術者
技師C	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が5年以上ある者 (2) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上ある者 (3) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が11年以上ある者
技術員	森林土木部門の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者

2 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が8年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者
測量技師補	測量法第49条の規定による測量士補の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が3年以上ある者
測量助手	測量に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者

3 一般調査

技術者の名称	技 術 経 歴
調査技師	地質、土壌、森林土木等（以下「地質等」という。）に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 大学卒であって、地質等の科目を修め、卒業後地質調査等の職務に従事した期間が8年以上ある者 (2) 専門学校卒であって、地質等の科目を修め、卒業後地質調査等の職務に従事した期間が13年以上ある者 (3) 高等学校卒であって、地質等の科目を修め、卒業後地質調査等の職務に従事した期間が18年以上ある者 (4) その他(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者
主任調査員	地質等に関する専門的知識及び技術を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 大学卒であって、地質等の科目を修め、卒業後地質調査等の職務に従事した期間が5年以上ある者 (2) 専門学校卒であって、地質等の科目を修め、卒業後地質調査等の職務に従事した期間が8年以上ある者 (3) 高等学校卒であって、地質等の科目を修め、卒業後地質調査等の職務に従事した期間が11年以上ある者 (4) その他(1)から(3)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有する者
調 査 員	地質調査等の職務に従事した期間が3年以上ある者又はこれと同程度以上の知識及び技術を有する者